

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和7年10月27日

下記の書類は当会 財 務 部 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

関東信越税理士会
会長 大山 博之

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	138445
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	埼玉県さいたま市南区文蔵3丁目13番 16号 レオパレスメイト南浦和106 関井誠之税理士事務所
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	関井 誠之
	代 表 者 氏 名	
送付する書類の 名 称	滞納会費請求通告書について・・・・・・1 通	

【 注 意 】

関東信越税理士会滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。